

機関名	佐渡市監査委員事務局
任命権者	佐渡市代表監査委員
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
佐渡市監査委員事務局における障がい者雇用に関する課題	佐渡市監査委員事務局においては、小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 また、職員の構成は、佐渡市職員として採用した常勤職員の異動者のみで構成されており、人事異動により数名の障がい者が在籍していたが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていない。 今後は市役所全体で障がい者雇用促進に取り組んでいく必要があることから障がい者雇用に関する職員の理解の促進を図る必要がある。
目標	
①採用に関する目標	今後、障がい者に限定した募集・採用を独自に行う見込みはないことから、当事務局に在籍している職員に対して、障がい者雇用に関する知識（障がい特性を含む。）を習得する機会を設け、障がい者雇用に関する職員の理解の促進を図る。 （評価方法）障害者雇用推進者である事務局長が、年1回実施状況を点検し、任命権者である代表監査委員に報告する。
②定着に関する目標	障がい者である職員が配置された場合は、不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者として、事務局長を選任する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障がい者である職員が配置された場合は、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	障がい者である職員が在籍していない場合、当該項目に記載すべき事項は特段ないが、当事務局に在籍している職員に対しては、障がい者雇用に関する知識（障がい特性を含む。）を習得する機会を設け、障がい者雇用に関する職員の理解の促進を図る。 今後、障がい者を雇用又は配置した場合は、「市長部局」に準じた取組をする。
4. その他	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。